

技能講習等講習会予定表

フォークリフト運転(3Hコース)		学 科		実 技					
		日	会場	日	会場	日	会場	日	会場
	6月	4	ポーラ名古屋ビル	5,6,7	NSB東海	8,11,12	NSB東海	10,17,24	トヨタL&F小牧
		5	ポーラ名古屋ビル	6,7,8	トヨタL&F白金オフィス	9,10,16	トヨタL&F白金オフィス		
		8	トヨタ教育センター	9,10,11	トヨタ教育センター	16,17,18	トヨタ教育センター		
		11	ポーラ名古屋ビル	13,14,15	NSB東海	17,23,24	トヨタL&F白金オフィス	17,24,7/1	水谷運輸
		14	ポーラ名古屋ビル	15,18,19	トヨタL&F白金オフィス	20,21,22	トヨタL&F白金オフィス		
		20	ポーラ名古屋ビル	21,22,25	NSB東海	26,27,28	NSB東海		
		28	アイプラザ豊橋	7/1,7,8	トビー工業(株)				
	7月	2	ポーラ名古屋ビル	3,4,5	NSB東海	6,9,10	NSB東海	8,15,22	水谷運輸/トヨタL&北名古屋
		10	NSB東海	11,12,13	NSB東海	17,18,19	NSB東海		
		19	NSB東海	20,23,24	NSB東海	25,26,27	NSB東海		
	8月	2	ポーラ名古屋ビル	3,6,7	NSB東海	4,5,11	トヨタ教育センター	12,18,19	トヨタ教育センター
		17	ポーラ名古屋ビル	20,21,22	NSB東海	23,24,27	NSB東海	19,26,9/2	水谷運輸

技 能 講 習	講習会の名称	会 場	30年度 講習等日程		
			6月	7月	8月
	ガス溶接 【学科1日 実技1日】	(学)ポーラ名古屋ビル	6		1
		(実)豊田自動織機	9		4
		(学)ポーラ名古屋ビル	27	18	23
		(実)トヨタ教育センター	30	21	25
	酸素欠乏・硫化水素 危険作業主任者 【学科2日 実技1日】	ポーラ名古屋ビル	(学)6,7 (実)8or9	(学)3,4 (実)5or6	(学)7,8 (実)9or10
			(学)13,14 (実)15or16	(学)9,10 (実)11or12	(学)22,23 (実)24or25
			(学)19,20 (実)21or22	(学)17,18 (実)19or20	(学)28,29 (実)30or31
			(学)26,27 (実)28or29	(学)24,25 (実)26or27	
		豊田管内		(学)31,8/1 (実)8/2or3	
				(学)23,24 (実)26or27	
	有機溶剤作業主任者 【学科2日】	ポーラ名古屋ビル	18,19	2,3	21,22
				19,20	
				30,31	
		伏見第一ビル	4,5	11,12	1,2
			11,12		9,10
			28,29		30,31
	特定化学物質及び 四アルキル鉛等 作業主任者【学科2日】	ポーラ名古屋ビル	13,14	19,20	
			12,13	10,11	
			4,5	9,10	7,8
			11,12	17,18	22,23
		伏見第一ビル	18,19		29,30
			26,27		
	プレス機械作業主任者【学科2日】	ポーラ名古屋ビル		2,3	
				26,27	
			20,21		
					20,21
		伏見第一ビル	25,26	9,10	
		豊田管内		19,20	
	乾燥設備作業主任者【学科2日】	アイプラザ豊橋			8,9
		ポーラ名古屋ビル		9,10	28,29
		伏見第一ビル	6,7	23,24	7,8
		豊橋管内		8,9	
		豊田管内	5,6		

技 能 講 習	講習会の名称	会 場	30年度 講習等日程		
			6月	7月	8月
	はい作業主任者【学科2日】	ポーラ名古屋ビル		4,5	
	伏見第一ビル		21,22		
	石綿作業主任者【学科2日】	伏見第一ビル		17,18	27,28
	鉛作業主任者【学科2日】	ポーラ名古屋ビル	13,14		
	シベルローダー等運転 【学科1日・実技3日】	ポリテクセンター	(学)12 (実)13,14,15or 18,19,20		
	アーク溶接 【学科1.5日 実技1.5日】	(学)(実)ポーラ名古屋ビル		24,25	
		(実)豊田自動織機		28	
		(学)(実)ポーラ名古屋ビル	4,5		
		(実)ポリテクセンター中部	10		
特別教育	自由研削といし・取替・ 試運転【学科・実技 計1日】	(学)(実) ポーラ名古屋ビル	25	23	27
	機械研削といし・取替・試運転 【学科1日・実技0.5日】	(学)(実)トヨタ教育センター	14,15		
	産業用ロボット(検査・教示) 【学科2日・実技1日】	(学)ポーラ名古屋ビル (実)三菱電機	11,12		27,28
	ダイオキシン【学科1日】	ポーラ名古屋ビル		2	
	粉じん【学科1日】	ポーラ名古屋ビル		6	
	低圧電気【学科1日 実技1日】	(学)(実)ポーラ名古屋ビル	7,8	12,13	20
			28,29		21
	石綿作業従事者【学科1日】			30	
	衛生推進者【学科1日】	伏見第一ビル		3	
	局所排気装置等自主検査者 【学科2日 実技1日】	(学)(実) ポーラ名古屋ビル	(学)12,13 (実)14or15	(学)23,24 (実)25or26	
能力向上等	安全管理者選任時研修 【学科2日目】	ポーラ名古屋ビル	6,7		
	衛生管理者(一種)【学科4日】	伏見第一ビル	18,19,20,21		21,22,23,24
	エックス線作業主任者【学科4日】				7,8,9,10
	作業環境測定士		25,26	5,6	
勉強会	研修等の名称		30年度 研修日程		
			6月	7月	8月
	KYT1日研修会(第1回)		22		
	熱中症予防対策シンポジウム(デザインホール)		6		
	第1回労務管理セミナー			27	

※上記で会場の記載のないものはポーラ名古屋ビルで実施します。 ※日付の の表示は、土・日・祝日です。

当協会では年間計画に基づく通常の講習等の他、出張講習のご要望にも応じています。
労働安全衛生法に係る多くの講習を、出張講習します。

当協会への連絡は右記までお願いします。
ホームページアドレス http://www.airouki.or.jp/

表紙写真コメント

株式会社富士プレス 常務執行役員 高羽 直樹

今月の表紙画像は、口縁が水芭蕉のような形をした一輪挿しです。この花瓶は、大正時代に日本で作られてヨーロッパへ輸出され、時を経て再び日本に里帰りしたものです。れっきとした和ガラスですが、ルネ・ラリックの作品と見紛うばかりの優雅で洗練されたフォルムに仕上げられており、暫し言葉を忘れて見入ってしまいます。恐らく、その出来栄は、アールデコ全盛時代の西欧のガラス作品にも決して引けを取らなかったことでしょう。

6

2018
vol.513

平成30年6月発行

公益社団法人愛知労働基準協会



水芭蕉型乳白条紋大正ガラス一輪挿し



イー・アール・ケイ マンスリー

CONTENTS

2・3 ・ARKインタビュー

愛知労働局等からのお知らせ

4 ・第91回全国安全週間を迎えるにあたって

5 ・外国人労働者の適切な雇用・労働条件の確保と不法就労の防止に理解と協力を！
外国人労働者問題啓発月間 6月1日～30日
・転倒災害防止に取り組もう！
6月はSTOP!転倒災害プロジェクト重点取組期間です

6・7 ・平成29年愛知の労働災害発生状況

8 ・事業主・労働者の皆様へ
無効な技能講習修了証の回収にご協力ください。
・「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーン中です!!
・最低賃金の履行確保に係る監督指導結果

9 ・災害発生状況
・平成30年賃金構造基本統計調査の実施について(お願い)
全基連だより
・外国人技能実習制度関係者養成講習のご案内
中災防だより
・中小規模事業場安全衛生相談センターのご案内

10 ・中小企業退職金共済制度説明会について
総務部だより
・第7回定時会員総会 開催速報
教育事業部だより
・今後開催するセミナーのご案内

11 ・作業主任者を選任すべき作業(その1)

12 インフォメーション
・技能講習等講習会予定表

ARKインタビュー

当協会役員の皆様の人となり等をご紹介しますコーナー、今月号は大森理事です。

理事 大森 輝英 氏

(大森石油(株)・オーモリニッセキ(株) 代表取締役社長)

[略歴]

平成3年日本石油(現JXTGエネルギー(株))入社。

16年大森石油(株)入社。オーモリニッセキ(株)・大森石油(株)取締役管理本部長、17年オーモリニッセキ(株)代表取締役副社長、18年大森石油(株)代表取締役副社長を経て、19年大森石油(株)・オーモリニッセキ(株)代表取締役社長に就任。現在に至る。

27年から当協会理事。



大森 理事

「好奇心と向上心」

役員としての抱負をお聞かせください。

愛知労働基準協会(以下、「県協会」という)の理事を拝命していますが、まだまだ若輩で、知識も抱負ではありませんので、様々な活動を通じて勉強させていただいています。また、一宮労働基準協会(以下、「一宮協会」という)会長として、県協会では学ばせていただいたことを、一宮協会の活動に役立てていきたいと思っています。さらに、一宮労働基準監督署長とともに、労働環境の改善や安全・健康の維持・向上に貢献していきたいと考えています。

安全や健康に対する考え方をお聞かせください。

当社はサービス業を生業とし、ガソリンスタンドを運営しているため、屋外業務に従事する従業員が多く、夏は熱中症、冬はインフルエンザ等に罹る確率も一般の方より高くなっています。そのため、できる限り従業員の健康に留意し、労働時間管理を含めて、働きやすい職場環境を作りたいと思っています。具体的には、当社の職場の一つであるガソリンスタンドでの就労中は、直射日光や雨風を浴びる機会が多いため、休憩時間を増やしたり、項目の多い健康診断を受けてもらったりしています。

また、危険物を扱うため、火災事故等が頻繁に発生すると思われるかもしれませんが、日本の消防法は世界一厳しく、例えば大規模な火災が発生しても、ガソリンスタンドで延焼が止まると言われるほどのレベルにあります。実は当社が日本で初めてガソリンスタンドのセルフサービスを始めたのですが、安全のために事務所内にモニター監視者を配置し、その監視者が安全に

給油ができる状態かを確認した後に許可ボタンを押し、ここで初めて可能となるシステムです。そのため、事故が起こることはありませんが、お客様の中にはタバコを吸いながら車から降りられる方もいらっしゃいますので、お客様の安全を第一に考え、安全・快適に当社を利用していただけるよう気を配ることに力を入れています。

さらに、配送中の安全確保としては、配送車が横転等の事故で、積んでいる油が海や川、田畑等に漏油すると大変なご迷惑をおかけすることになるので、交通労働災害の防止にも十分な配慮を行っています。

仕事に対する考え方を教えてください。

当社にとって一番重要なことは、石油製品を社会へ安定供給することです。これができなければ全ての経済活動が滞り、また通常の生活ができなくなると言っても過言ではありません。そのため、まずは石油の安定供給ができる、そして、「安心・安全・快適」に働くことができ、お客様をお迎えできる、そういった場所であり続けなければいけないと従業員に言い聞かせています。

昨年、当社は創業140周年を迎え、現在、150年、200年に向けての経営計画を策定中です。今から60年後にどのような会社でありたいか、将来の理想像を従業員に示したいと思っています。東日本大震災以降、エネルギーを取り巻く環境が大きく動いています。例えば、車の原動力がガソリン、電気、それとも水素なのか、方向性も定まっていない中、当社が果さなければならぬ役割をきちんと理解して動いていきたいと思えます。エネルギーに携わる会社としては、いかに安定供給を継続できるかを模索することは宿命だと思っています。

すので、ガスや再生可能エネルギーも含めた総合エネルギー企業として、エネルギーをソリューションできる会社を目指していきたいと考えています。

「求められる人材について」教えてください。

職場の雰囲気明るくするためにも「明るく、元気」な人材を求めています。そして、何事にも愚直に、より多くのことを吸収してほしいと思います。創業から変わらぬ理念である「礼儀作法」もきちんと教育し、お客様をお迎えする時も「明るく、元気」を基本としています。

ワーク・ライフ・バランスについての考えや取り組みについて教えてください。

一宮協会の会長として、理事会や総会等でワークライフバランスに言及した挨拶をする機会は多いのですが、実は自分自身が一番実行できていません。月の半分は出張しており、自宅で食事を摂ることができるのは日曜日しかありません。家庭のことは妻に任せっきりで、自分自身がどのようにワークライフバランスを取れば良いのか模索中です。

人手不足は我々の業界でも問題になっており、従業員一人当たりの労働時間は長くなっています。現在、アルバイト代の高騰で他の業種に人材が流れたり、最近では車に興味が無い若者や、免許をもっていない学生も少なく、ガソリンスタンドのアルバイトもなかなか集まりません。そのため、従業員の労働時間が長くなっているのが実態ですが、管理職を含め週休二日制を徹底するとともに、夏季休暇や有給休暇等をしっかりと取得できるよう努めていきたいと思っています。

また、当社には野球部や音楽部があり、好きな活動を通してワークライフバランスを図っている従業員も少なくないと思います。特に野球部は部員23人中8人が甲子園経験者で、元プロ野球選手も在籍しており、非常に質の高い練習を行っています。一方、音楽部は定期演奏会を従業員が聴きに行く等して、団結心を高めることにつながっていると思います。

昨今、簡単に人材を増やすことができない中、どのように働き方改革に取り組んでいくのか、企業規模や業種によっても取り組み方は異なると思いますが、超高齢化社会を迎える中で、定年を延長したり、また、いかに人を集めることができるか思案しています。今後は外国人雇用も考えなければならないと思っていますが、この点に対する枠組みが確立していないため、特に中小企業にはなかなか難しい面があります。人口が減少し、AIの力を借りる部分が多くなるとは思いますが、人の手が必要なこ

とは変わりませんので、安定的な雇用は経営にとって非常に大きな課題です。

健康法や趣味があれば教えてください。

仕事の関係で外食が多いため、偏った食生活にならないよう気をつけています。また、運動はゴルフのみで、以前は時間がとれた時には役員等を誘ってラウンドしていましたが、最近は非常に忙しく、体を動かす時間が少なくなっていました。そんな中、運動不足解消のためアスレチックジムの会員になりましたが、残念ながら一度も行けていません。また、学生時代はスキーに夢中になりましたが、体を動かすことは好きなので、会社でも常に動き回り、家庭では犬を散歩に連れて行ったりしています。

最後に、座右の銘はなんですか。

座右の銘という大それたものはありませんが、今年1年間のテーマは「好奇心と向上心を持つ」ことです。何事も好奇心を持たなければ向上心に繋がりません。例えば、些細なことですが、お茶1杯でもどのような銘柄のお茶なのか、他にはどんな種類のお茶があるのかというように、好奇心を持てば、そこから知識が広がっていくと思います。



【大森石油(株)概要】

明治10年10月に一宮で菜種搾油ならびに販売を手掛ける「油善」として創業。昭和3年、名古屋・一宮で初めてのガソリンスタンドをつくる。23年に法人組織に改組し、(株)大森石油店(現大森石油(株))を設立。26年にアメリカ式近代化大型サービスステーションを開所。平成2年にはオーモリニッセキ(株)を設立。

企業理念は「お客様と、地域の方々と喜びを共有したい」。創業から「礼儀作法」を企業文化の柱として従業員教育を進めている。

本社は愛知県一宮市。資本金:3,600万円、営業品目:燃料油・潤滑油・液化石油ガス・石油機器の販売、法人車両の点検整備・法定検査、自動車用品等の販売、スポーツ用品・スポーツ用衣料等の販売、不動産の賃貸・管理、生命保険の募集等。

第91回全国安全週間を迎えるにあたって

愛知労働局長 高崎 真一

平成30年度の全国安全週間が、「**新たな視点でみつめる職場 創意と工夫で安全管理 惜しまぬ努力で築くゼロ災**」のスローガンの下、7月1日から7日までの間、全国的に展開されます。

全国安全週間は、「人命尊重」という基本理念の下、産業界において「自主的な労働災害防止活動の推進」と「安全意識の高揚と安全活動の定着」が図られることを目的として実施され、広く産業界へ安全の啓発の役割を担い続け、本年度で91回目を迎えます。

産業安全に関係する皆様方のご理解の下、各種安全管理活動を通して安全水準は着実に向上していますが、なお多くの労働災害が発生しています。

当局では全国安全週間で、さらなる取り組みとして、「危なさと向きあおう」をキャッチフレーズとして、独自のステッカーを作成して、広く事業場に配布し、『転倒災害防止の意識高揚を図る』こととしています。

また、各関係機関及び各災害防止団体に対しても要請を行います。

STEP 1 「STOP転倒災害」

- 転倒災害のうち一定のものは、高齢による運動能力低下や作業行動等が原因に関わっています。しかし、作業環境等に原因があるものも多く、雨水や風雪、作業面や通行面の凹凸や傾斜、掃除後の水分、厨房の油分、整理整頓の不行き届き等、挙げれば切りがありません。またそれらの中には、措置を講じてより安全にできる箇所も多くあります。
- 全国安全週間を機会に転倒災害の原因を考え、災害発生を未然に防ぎましょう。その上で、なお向きあわねばならない箇所には、上のステッカーを貼り注意を促しましょう。

STEP 2 「危なさと向きあおう」

- この世の中に「絶対安全」と呼べる状態はありません。「危険」と「安全」の2段階に割り切るのではなく、どのくらいの危なさであるか「度合い」で考えることが必要です。身の回りに危なさがあふれていることを認め、その度合いを把握し、付き合わざるを得ない危なさについては承知して管理下に置くこと、つまり危なさ正しく向きあうことが必要です。
- 全国安全週間を機会に、「安全」についてもう一度考えてみませんか？詳しくは、下記QRコードから愛知労働局ホームページをご覧ください。

動画「危なさと向きあおう」

約4分の動画で、危なさ向きあおうとはどういうことかを、解説しています。

「論理的な安全衛生管理の推進・定着」

愛知労働局が提唱する、論理的な安全衛生管理についてさらに詳しく解説しています。

外国人労働者の適切な雇用・労働条件の確保と不法就労の防止に理解と協力を！

外国人労働者問題啓発月間 6月1日～30日

労働基準部 監督課

厚生労働省を始め、政府全体で毎年6月を「外国人労働者問題啓発月間」と定め、集中的な啓発活動を実施しています。外国人労働者に対しても、雇入れ時の労働条件の明示、割増賃金の適正な支払い、最低賃金額の適用等、労働関係法令が当然に適用されることに加えて、雇入れ時に就労可能な留資格であることの確認を行うなど不法就労の防止について、事業主だけでなく広く県民の皆様の一層のご理解をお願いします。

外国人労働者向け相談ダイヤル

外国人労働者の方からの相談に的確に対応するため、6言語（英語、中国語、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語、ベトナム語）について、当該言語により労働条件に関する問題について、法令の説明や各関係機関の紹介を行う「外国人労働者向け相談ダイヤル」を下記のとおり開設しています。

言 語	開設曜日	開設時間	電話番号
英語	月～金	午前10時～午後3時 (正午～午後1時は除く)	0570-001701
中国語			0570-001702
ポルトガル語			0570-001703
スペイン語			0570-001704
タガログ語	火、水		0570-001705
ベトナム語	水、金		0570-001706

外国人労働者相談センター

通訳を介しての労働条件相談については、愛知労働局が設置する以下のコーナーで行っています。

コーナー	言 語	開設曜日	開設時間	電話番号
愛知労働局 労働基準部監督課 豊橋労働基準監督署	英語	火、木	午前9時30分～午後4時 (正午～午後1時は除く)	052-972-0253
	ポルトガル語	火～金		0532-54-1192
	ポルトガル語	火、木		

外国人雇用サービスコーナー

県内12ヵ所のハローワーク、名古屋外国人雇用サービスセンター、豊橋外国人職業相談センターでは通訳員を配置し、外国人求職者を対象とした職業相談、職業紹介を行っております。 ※いずれも、祝日と12月28日～1月3日は除きます。

転倒災害防止に取り組もう！

6月はSTOP!転倒災害プロジェクト重点取組期間です

労働基準部 安全課

愛知労働局管内における平成29年の死傷災害(死亡・休業4日以上)は6,750件発生しましたが、そのうち1,524件が転倒により被災したものであり、全死傷災害の22.6%を占め、災害のパターンの中では最も多く発生しています。

下のチェックリストを使用して、職場の状況を確認し、対策を検討・実施しましょう。

2月・6月は重点取組期間です!!

STOP! 転倒災害プロジェクト

厚生労働省と労働災害防止団体では、**転倒災害を撲滅**するため「**STOP！転倒災害プロジェクト**」を推進しています。【STOP！転倒 検索】

事業者の皆さまは、職場の**転倒災害防止対策**を進めていただくとともに、プロジェクトの重点取組期間（2月、6月）には、チェックリストを活用した**総点検**を行い、安全委員会などでの調査審議などを経て、**職場環境の改善**を図ってください。

転倒災害の特徴

特徴1 転倒災害は最も多い労働災害！
休業4日以上の労働災害、約12万件のうち、転倒災害は約2.6万件と最も多く発生しています。

特徴2 特に高齢者で多く発生！
高齢者ほど転倒災害のリスクが増加し、55歳以上では55歳未満の約3倍リスクが増加します。

特徴3 休業1か月以上が約6割！
転倒災害による休業期間は約6割が1か月以上となっています。

平成27年転倒災害による休業期間の割合 労働者死傷病報告（厚生労働省）より作成

転倒災害の主な原因

▶転倒災害は、大きく3種類に分けられます。皆さまの職場にも似たような危険はありませんか？

滑り

＜主な原因＞

- 床が滑りやすい素材である。
- 床に水や油が飛散している。
- ビニールや紙など、滑りやすい異物が床に落ちている。

つまずき

＜主な原因＞

- 床の凹凸や段差がある。
- 床に荷物や商品などが放置されている。

踏み外し

＜主な原因＞

- 大きな荷物を抱えるなど、足元が見えない状態で作業している。

転倒災害防止対策のポイント

▶転倒災害を防止することで、安心して作業が行えるようになり、作業効率も上がります。

4 S（整理・整頓・清掃・清潔）	転倒しにくい作業方法	その他の対策
- 歩行場所に物を放置しない - 床面の汚れ（水、油、粉など）を取り除く - 床面の凹凸、段差などの解消	- 時間に余裕を持って行動 - 滑りやすい場所では小さな歩幅で歩行 - 足元が見えにくい状態で作業しない	- 作業に適した靴の着用 - 職場の危険マップの作成による危険情報の共有 - 転倒危険場所にステッカーなどで注意喚起

詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください！

「STOP！転倒災害プロジェクト」

STOP！転倒 検索

(2017.2)

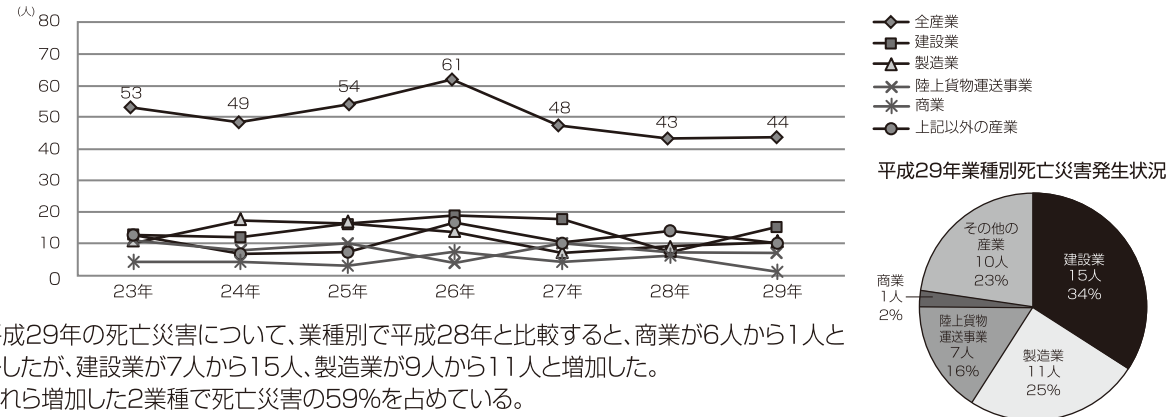
平成29年愛知の労働災害発生状況

死亡災害は前年比較1人増加

労働基準部 安全課

1 死亡災害の発生状況

平成29年の愛知県内における死亡災害は44人となった。
死亡災害は、長期的には増減を繰り返しつつ、減少傾向を示しており、平成28年は過去最少となったが、平成29年は1人増加となった。



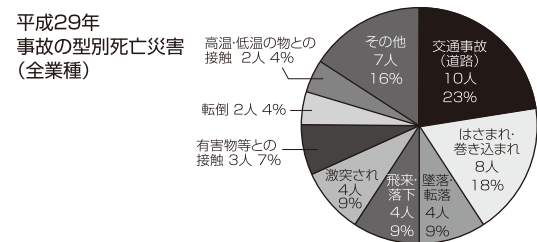
平成29年の死亡災害について、業種別で平成28年と比較すると、商業が6人から1人と減少したが、建設業が7人から15人、製造業が9人から11人と増加した。
これら増加した2業種で死亡災害の59%を占めている。

2 死亡災害の特徴

2-1 事故の型別の発生状況

平成29年の死亡災害を事故の型別でみると、交通事故で10人、はさまれ・巻き込まれで8人、墜落・転落で4人、飛来・落下で4人、激突されで4人となり、この5つの型で68%を占めている。

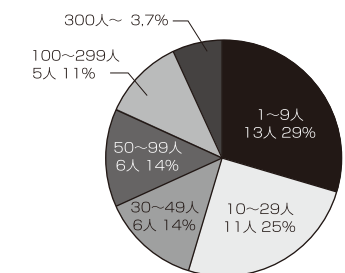
はさまれ・巻き込まれ災害は、平成28年の11人から8人、墜落・転落災害は8人から4人と減少したが、交通事故は8人から10人、飛来・落下災害は1人から4人、激突され災害は3人から4人と増加した。



2-3 事業場規模別の発生状況

平成29年の死亡災害を事業場の規模別にみると、9人以下が13人、10人以上29人以下が11人、30人以上49人以下が6人となり、50人未満の小規模事業場で68%を占めている。

平成29年 事業場規模別死亡災害発生状況(全業種)

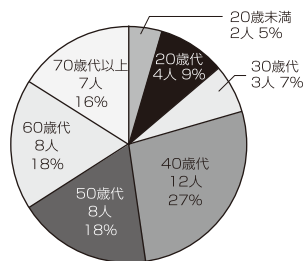


2-2 年齢別の発生状況

平成29年の死亡災害を被災者の年齢別にみると、20歳未満で2人、20歳代で4人、30歳代で3人、40歳代で12人、50歳代で8人、60歳代で8人、70歳以上で7人発生している。

50歳以上の高齢労働者が52%を占めている。

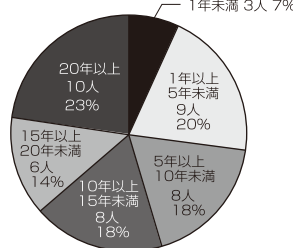
平成29年 年齢別死亡災害発生状況(全業種)



2-4 経験年数別の発生状況

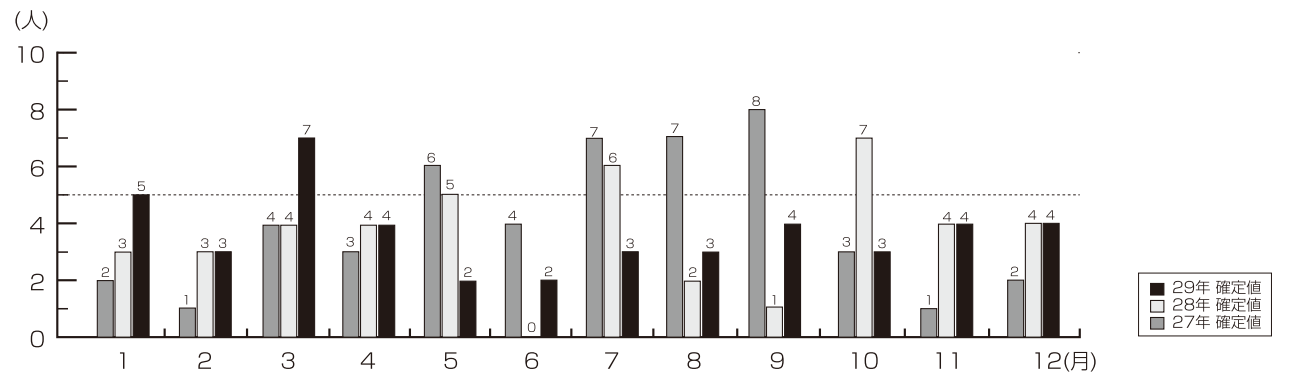
平成29年の死亡災害を被災者の経験年数別にみると、1年以上5年未満が9人、5年以上10年未満が8人、10年以上15年未満が8人、15年以上20年未満が6人、20年以上が10人であり経験年数10年以上の発生率が55%を占めている。

平成29年 経験年数別死亡災害発生状況(全業種)



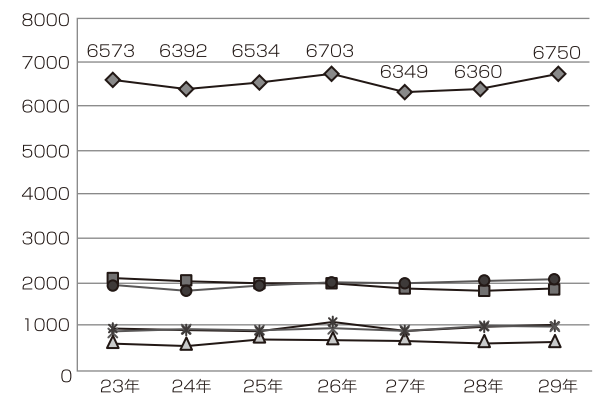
2-5 月別の発生状況

平成29年の死亡災害を月別にみると、3月が7人と多発した。



3 労働災害による死傷者数の発生状況

平成29年の愛知県内における労働災害による死傷者数(休業4日以上)は、6,750人であった。労働災害による死傷者数は、死亡災害と同様に増加となり、平成29年は対前年390人の増加となった。



4 休業4日以上死傷災害の特徴

4-1 業種別の発生状況

製造業が1,938人と最も多く、災害発生件数全体の29%を占めている。次いで、商業が1,040人(15%)、陸上貨物運送事業が959人(14%)、建設業が674人(10%)の順になっている。

4-3 年齢別の発生状況

60歳以上が1,695人(25%)、40歳代が1,567人(23%)、50歳代が1,566人(23%)と40歳以上で71%を占めている。

4-2 事故の型別の発生状況

転倒が1,524人(23%)、墜落・転落が1,128人(17%)、はさまれ・巻き込まれが951人(14%)、と3つの型で54%を占めている。

4-4 事業場規模別の発生状況

規模10人～29人の事業場が1,706人(25%)、規模9人以下の事業場が1,234人(18%)と30人未満の小規模事業場が43%を占めている。

5 まとめ

平成29年は、第12次労働災害防止推進計画の最終年であり、死亡者数が40人を下回ること、死傷災害を5,433人以下とすることを目標として推進してきた。

死亡災害は、平成25年、平成26年と2年連続で増加したが、その後は、2年連続で減少して平成28年は過去最少となったが、平成29年は1人増加し44人となり計画の目標である死亡者数が40人を下回ることができなかった。

また、死傷者数についても、6,750人と平成28年より390人の増加となり計画の目標である死傷災害を5,433人以下とすることができなかった。

平成30年度は、新たに「第13次労働災害防止推進計画」をスタートさせ、引き続き労働災害防止対策を労働基準行政の最重点課題とし、積極的に対策を推進することとしている。

事業主・労働者の皆様へ

無効な技能講習修了証の回収にご協力ください。

平成30年4月
労働基準部 安全課

「野崎潤一郎事務所」(平成24年1月25日登録取消し)で発行された玉掛け技能講習修了証について、その全てが法令で定められた講習の全部又は一部を行わずに発行されたものであることが明らかとなりました。

このため、当該機関で発行された玉掛け技能講習修了証は無効となり、この無効な修了証を用いて、玉掛けの業務が行われた場合には、当該修了証の所持労働者のみならず、従事させた事業者も労働安全衛生法違反として処罰されることがあります。

つきましては、貴事業所(建設工事現場、構内の関係請負人を含む。)の労働者が所持する玉掛け技能講習修了証の発行機関を確認し、発行機関が「野崎潤一郎事務所」の場合は、該当労働者の玉掛けの業務への就業を禁止し、愛知労働局又は最寄りの労働基準監督署へ連絡してください。

無効となる技能講習修了証

● 玉掛け技能講習修了証(すべて)

対象となる登録教習機関

● 登録教習機関名 野崎潤一郎事務所 代表者 野崎潤一郎

● 連絡先又は回収先

愛知労働局 労働基準部 安全課

TEL052-972-0255 FAX052-972-8574

名古屋市中区三の丸2丁目5番1号 名古屋合同庁舎第2号館

「アルバイトの労働条件を確かめよう!!」キャンペーン中です!!

実施期間：平成30年4月～7月

雇用環境・均等部 企画課

愛知労働局では、特に多くの新入学生がアルバイトを始める4月から7月までの間、学生と事業主の双方に対し、労働条件の確認を促すことなどを目的としたキャンペーンを実施しており、期間中、関係法令の周知・啓発や監督指導等に取り組んでいます。

各事業所においても、学生等のアルバイトについて、下記「重点事項」を今一度ご確認ください。労働基準関係法令の遵守はもとより、学業とアルバイトとの適切な形での両立のための配慮をお願いします。

重点事項

事業所における労働条件を改めてチェックしてみましょう

① アルバイトを雇うとき、書面による労働条件の明示が必要です!

② 学業とアルバイトが両立できるような勤務時間のシフトを適切に設定しましょう

③ アルバイトも労働時間を適正に把握する必要があります!

④ アルバイトに、商品を強制的に購入させることはできません。また、一方的にその代金を賃金から控除することもできません。

⑤ アルバイトの遅刻や欠勤等に対して、あらかじめ損害賠償額等を定めることや労働基準法に違反する減給制裁はできません。

確かめよう!
労働条件。



「アルバイトの労働条件を確かめよう!」
キャラクター 「たしかめたん」

最低賃金の履行確保に係る監督指導結果

愛知労働局から、平成30年4月26日付で、報道関係者に対して以下のとおり情報提供がありました。

愛知労働局(局長 高崎 真一)では、地域別最低賃金(平成29年10月1日に時間額845円から871円へ改定)の履行確保を図るため、平成30年1月から3月にかけて県内の14労働基準監督署(支署)において、最低賃金未満が疑われる業種等の事業場を中心に集中的な監督指導を実施した結果を取りまとめました。

愛知労働局においては、引き続き最低賃金額について周知徹底を図るとともに、法違反については厳正に指導を行ってまいります。

詳しくは愛知労働局HP
https://jsite.mhlw.go.jp/aichiroudoukyoku/content/contents/000217260.pdf
をご覧ください。

災害発生状況

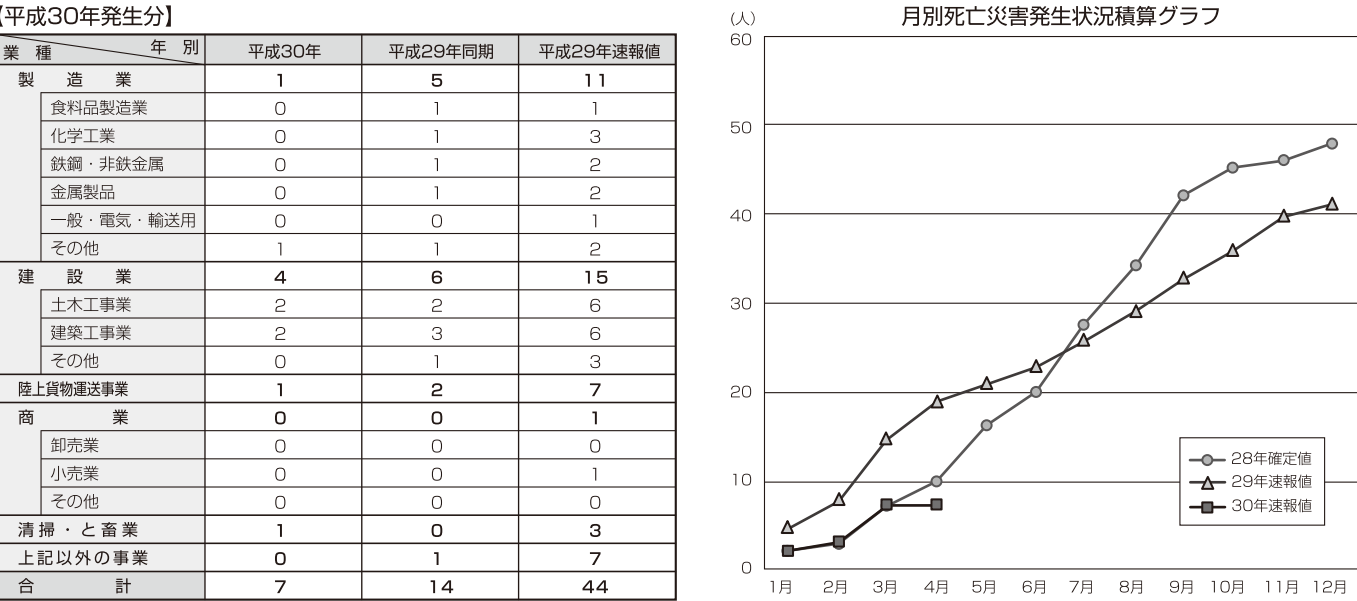
労働基準部 安全課

平成30年 愛知県の全産業死亡災害一覧

*平成30年4月発生分 死亡災害報告は、0件でした。

平成30年 愛知労働局管内死亡災害発生状況

平成30年5月7日現在の速報値



平成30年賃金構造基本統計調査の実施について(お願い)

労働基準部 賃金課

厚生労働省が実施しております各種統計調査につきましては、平素より格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本年も7月に、「賃金構造基本統計調査」を下記のとおり実施いたします。この調査は、国の最も重要な統計の一つとして法律(統計法)に基づく「基幹統計」に指定されています。

つきましては、調査を御依頼する事業所におかれましては、大変お忙しいところ誠に恐縮ですが、調査の趣旨、重要性をご理解いただき、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

- 記
- 調査目的
主要産業に雇用される労働者について、賃金の実態を雇用形態、就業形態、職種、性、年齢、学歴、勤続年数、経験年数別等に明らかにすることを目的としています。
 - 調査結果の活用
企業の賃金を決定する際の資料として広く利用されているほか、賃金関係の訴訟等における逸失利益算定の資料にも利用されています。また、最低賃金の決定や、労災保険給付における給付基礎日額の最低・最高限度額の算定等、行政資料としても必須のものとなっています。
 - 調査対象企業
厚生労働省が一定の方法によって抽出した愛知県内約3,060事業所です。
 - 調査票等の発送時期
調査対象となった事業所へは愛知労働局から調査票等を、6月中旬から下旬の間までに、順次発送します。
 - 提出期日及び提出先
調査用の封筒に表示してある期日までに、愛知労働局へご提出願います。
- お問合せ先 愛知労働局労働基準部賃金課 電話 052-972-0257

全基連だより

外国人技能実習制度関係者養成講習のご案内

技能実習法*によって、技能実習制度をこれまで以上に適正かつ円滑に運営する観点から、技能実習生を我が国に受け入れる監理団体や、実際に技能実習を行う実習実施者は、技能実習を担当する役職員の職務に応じて、技能実習法・入管法、労働関係法令、労働災害防止等の分野に関する一定の講習を受講することが必要となりました。

*「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」(平成28年11月成立、平成29年11月1日施行)

中災防だより

中小規模事業場安全衛生相談センターのご案内

【専用ダイヤル】
052-221-1438

月曜日～金曜日 9:00～17:00(12:00～13:00を除く)
(祝日および12月29日～1月3日は実施しておりません。)

当協会は、(公社)全国労働基準関係団体連合会に協力して標記講習を開催します。

◆監理責任者等講習 平成30年7月28日(土) 9:00～17:50
◆技能実習責任者講習 平成30年7月29日(日) 9:00～17:50
◆技能実習指導員講習 平成30年7月30日(月) 9:00～17:50
◆生活指導員講習 平成30年7月31日(火) 9:00～15:30

詳細は、当協会または(公社)全国労働基準関係団体連合会のホームページ「外国人技能実習制度関係者養成講習のご案内」をご参照ください。

当協会では、中小規模事業場が抱える課題・問題・悩み等の解決を手助けする「中小規模事業場安全衛生相談センター」を設けていますので、お気軽にご相談ください。安全衛生の専門的知見やノウハウを持った専門家がアドバイスします。なお、相談料は無料です。

※愛知産業安全衛生大会(7/4開催)に「相談コーナー」を開設します。

「誰か未来」が会社を変える。



で退職金

「中退共」は中小企業が加入しやすい
園の退職金制度です。

毎年10月1日は加入促進強化月間です。

①

国の制度だから安全・安心！
さらに掛金の一部を国が助成します。

管理や運用でラクラク管理！
社外で独立の支店がかりません。

② 掛金は全額非課税でオトク！
節税に加え、手数料もかりません。

③ パートタイマーでも
ご加入いただけます。

④ 他社退職金・企業年金制度等
とのポートフォリオが可能です。

詳しくはホームページをご覧ください

中退共

検索

http://chuo-kyo.tokai-kyo.co.jp/

独立行政法人労働者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部

TEL (03) 6907-1234 FAX (03) 5965-8211

【中小企業退職金共済制度説明会について】
開催日時:平成30年6月19日(火) 14時00分より
開催場所:ウインクあいち(愛知県産業労働センター)11階
1101会議室
詳しくは勤労者退職金共済機構webサイト
(<http://chutaikyo.taisyokukin.go.jp/soudan/soudan02.html>)をご覧ください。

総務部だより

第7回定時会員総会 開催速報

当協会は、5月22日(火)に名鉄グランドホテルで標記会員総会を開催し、「平成29年度事業報告および貸借対照表、正味財産増減計算書、財産目録等の承認」、「役員任期満了に伴う改選の承認」、「常勤役員の報酬等の承認」について上程したところ、いずれも承認可決されました。併せて、「平成30年度事業計画および収支予算他」についての報告を行いました。なお、新役員は下表のとおりです。

標記会員総会の開催報告は、7月号のARKマンスリーに掲載予定です。

	氏名	会社・団体名 役職名	
理 事	大野 智彦	株式会社トーエネック 代表取締役社長 社長執行役員	重任
理 事	西村 司	大同特殊鋼株式会社 代表取締役副社長執行役員	重任
理 事	丹羽 慎治	東邦ガス株式会社 代表取締役副社長執行役員	重任
理 事	河合 満	トヨタ自動車株式会社 副社長	重任
理 事	小笠原 剛	株式会社三菱UFJ 銀行 常任顧問	重任
理 事	高木 英樹	名古屋鉄道株式会社 代表取締役副社長	重任
理 事	安田 芳樹	公益社団法人愛知労働基準協会 事務局長	重任
理 事	長谷川 正己	愛知県中小企業団体中央会 会長	重任
理 事	加藤 宣明	愛知県経営者協会 会長	重任
理 事	山本 光子	パーソルテンプスタッフ株式会社 取締役 専務執行役員	重任
理 事	若原 宏之	ブラザー工業株式会社 常務執行役員	重任
理 事	寺本 仁	中部鋼鉄株式会社 常務取締役 製造所長	重任
理 事	澤井 成人	中部ガス株式会社 常務取締役	新任
理 事	吉川 拓雄	名古屋鉄道株式会社 取締役人事部長	新任
理 事	上野 正彦	岡崎信用金庫 専務理事	重任
理 事	大森 輝英	大森石油株式会社 代表取締役社長	重任
理 事	関 行秀	出光興産株式会社愛知製油所 副所長	新任
理 事	國遠 正章	株式会社豊田自動織機 常務役員	重任
理 事	上畑 廣高	河村電器産業株式会社 相談役	重任
理 事	余郷 達也	三和テクノ株式会社 代表取締役社長	重任
理 事	丹羽 良仁	株式会社今仙電機製作所 取締役執行役員	新任
理 事	榊原 利夫	榊原精器株式会社 代表取締役社長	重任
理 事	栗田 義次	公益社団法人愛知労働基準協会 教育事業部長	新任
監 事	柿原 順一郎	三菱重工業株式会社 名古屋航空宇宙システム製作所 所長代理	重任
監 事	夫馬 裕子	株式会社ノリタケカンパニーリミテド 経営企画室長	新任

(会社等の役職は、平成30年5月22日現在)

教育事業部だより

今後開催するセミナーのご案内

第1回労務管理セミナー

「外国人労働者の労務管理のポイント」～外国人労働者受入れに関するトラブル事例とその対応について解説します!～

【日 時】 平成30年7月27日(金) 13時30分～17時00分

【内 容】 外国人労働者受入れに関連した法改正情報や採用から退職までの労務管理におけるトラブル事例とその対応実務を具体的に解説していただきます。

【会 場】 ポーラビル当協会研修室

【受講料】 5,000円(愛知県下の労働基準協会会員)

6,000円(非会員)

【講 師】(1)「外国人の技能実習の適正な実施および技能実習生の保護に関する法律の概要」

外国人技能実習機構 名古屋事務所 指導課長 鈴木 基義 氏

(2)「外国人労働者受入れに関する労務トラブルの回避」

杜若經營法律事務所 弁護士 向井 蘭 氏

申込方法

当協会webサイトのトップページ(URL:<http://www.airouki.or.jp>)に各セミナーの詳細を掲載しておりますので、そこから申込用紙をダウンロードして必要事項をご記入の上、FAXでお申し込みください。

お問合せ先

(公社)愛知労働基準協会 教育事業部 TEL 052-221-1439 / FAX 052-221-1440

作業主任者を選任すべき作業(その1)

当協会は労働安全衛生法第14条に定められている作業主任者のうち8科目の技能講習を実施しています。今回から作業主任者の選任が必要な作業をシリーズで解説していきます。

特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者について

対象作業（作業主任者の選任が必要な作業）		受講資格
労働安全衛生法施行令別表第3に掲げる特定化学物質・四アルキル鉛等を製造し、または取り扱う作業（試験研究のため取り扱う作業を除く） 【別表第3】 一 第一類物質 1 ジクロロベンジジン及びその塩 2 アルファーナフチルアミン及びその塩 3 塩素化ビフェニル（別名PCB） 4 オルトートリジン及びその塩 5 ジアニシジン及びその塩 6 ベリリウム及びその化合物 二 第二類物質 1 アクリルアミド 2 アクリロニトリル 3 アルキル水銀化合物 （アルキル基がメチル基又はエチル基である物に限る。） 3の2 インジウム化合物 3の3 エチルベンゼン 4 エチレンジミン 5 エチレンオキシド 6 塩化ビニル 7 塩素 8 オーラミン 8の2 オルトートルイジン 9 オルトーフタロジニトリル 10 カドミウム及びその化合物 11 クロム酸及びその塩 11の2 クロロホルム 12 クロロメチルメチルエーテル 13 五酸化バナジウム 13の2 コバルト及びその無機化合物 14 コールタール 15 酸化プロピレン 15の2 三酸化ニアンチモン 16 シアン化カリウム 17 シアン化水素 18 シアン化ナトリウム 18の2 四塩化炭素 18の3 一・四・ジオキサン 18の4 一・二・ジクロロエタン（別名二塩化エチレン） 19 三・三・ジクロロ・四・四・ジアミノジフェニルメタン 19の2 一・二・ジクロロプロパン 19の3 ジクロロメタン（別名二塩化メチレン） 19の4 ジメチル・二・二・ジクロロビニルホスフェイト （別名DDVP） 三 第三類物質 1 アンモニア 2 一酸化炭素 3 塩化水素 4 硝酸 5 二酸化硫黄 6 フェノール 7 ホスゲン 8 硫酸 9 1から8までに掲げる物を含有する製剤その他の物で、厚生労働省令で定めるもの 《注意》 特別有機溶剤業務に係る作業にあっては、有機溶剤作業主任者技能講習を修了した者のうちから「特定化学物質作業主任者」を選任することが必要となる。 特別有機溶剤：エチルベンゼン、1・2ジクロロプロパン、クロロホルム、四塩化炭素、1・4-ジオキサン、1・2-ジクロロエタン、ジクロロメタン、スチレン、1・1・2・2-テトラクロロエタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、メチルインブチルケテンの12物質。		・制限なし（ただし18歳に満たないものは特定化学物質業務への就任や作業主任者への選任はできません。）

労働安全衛生法 第14条(作業主任者)

事業者は、高圧室内作業その他の労働災害を防止するための管理を必要とする作業で、政令で定めるものについては、都道府県労働局長の免許を受けた者又は都道府県労働局長の登録を受けた者が行う技能講習を修了した者のうちから、厚生労働省令で定めるところにより、当該作業の区分に応じて、作業主任者を選任し、その者に当該作業に従事する労働者の指揮その他の厚生労働省令で定める事項を行わせなければならない。